

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化・低年齢化の一途をたどっている。このような現状のなか、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、時には偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

一方、加害者に対しては、逮捕以後、医療費や食料費等から国選弁護報酬費まで、高額な費用を国が公費で負担している。

2000（平成12）年5月に、犯罪被害者保護関連法が制定され、被害者の権利行使について、一定の前進は見られるものの、未だ十分なものとはいえない。

国民の誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性がある以上、一方的に加害者の人権だけが保護される不公正な扱いを是正し、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務である。

よって、国会及び政府は、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設し、また、犯罪被害者が刑事裁判のなかで民事上の損害回復ができる制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月22日

池田市議会

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める 意見書

我が国では近年、犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化・低年齢化の一途をたどり、国民の生命・財産の保護を責務とする国家の存立基盤をも脅かす状況にある。

このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

「刑事裁判は、社会秩序維持を守るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、平成2年（1990年）の最高裁判決が、我が国の犯罪被害者が置かれている立場を明確にしている。

加害者については、医療費・食料費・生活管理費、また国選弁護報酬費まではるかに高額な公費を国家が負担するなど、加害者の権利だけが保護される不公正な扱いとなっており、早急に是正されなければならない。

国民のだれもが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活補償・精神的支援など被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務である。

よって、本市議会は政府に対し、下記の措置について早急に検討し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図られるよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。
- 4 被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月4日

吹 田 市 議 会

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的及び甚大なる経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならない。このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければならない。

さらに、現行の破産法では悪意で加えた不法行為に基づく債務のみが免責されないこととなっており、このことが犯罪被害者の被害回復に大きな妨げとなっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

記

1. 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
3. 故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく債務についても破産によって免責されないよう法整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年11月9日

摂津市議会

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、いわゆる保護三法が制定されるなど一定の前進が見られたが、部分的な改善にとどまっている。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状にあって、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めること等を正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度等の確立が急務となっている。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、被害回復のための法的、経済的、精神的な支援制度を抜本的に拡充するとともに、刑事訴訟手続に参加する制度等について早急に検討するなど、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて全力を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

記

平成 16 年 3 月 29 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
国家公安委員長
警察庁長官

様

兵庫県議会議員 寺本 貴 至

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書（案）

わが国では近年、犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

一方、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、また、国選弁護報酬費まで、高額な公費を国家が負担している。このように「加害者の権利」だけが保護される極めて不公正な扱いを是正し、国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償、精神的支援など被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。
- 4 被害者救済のため、被害者基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月22日

西宮市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

国家公安委員長

警察庁長官

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書提出の件

上記意見書案を次のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年6月22日提出

同日原案可決

提出者	西宮市議会議員	今村 岳司
	”	岩下 彰
	”	川畑 和人
	”	草加 智清
	”	阪本 武
	”	ざこ 宏一
	”	嶋田 克興
	”	管 庸夫
	”	たかはし 倫恵
	”	たてがき 初男
	”	田村 ひろみ

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることもなく、精神的、経済的苦痛をしいられている。

「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない。」という、1990年の最高裁判所判決が、我が国の犯罪被害者が置かれている立場を明確にしている。

この一方で加害者に対しては、逮捕以後、医療費や食料費、生活管理費等から国選弁護報酬費まで、高額な公費を国が負担している。

このように一方的に「加害者の人権」だけが保護される不公平な扱いを是正し、国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の保障や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務である。

よって、政府においては、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設し、また、犯罪被害者が裁判のなかで民事上の損害回復ができる制度を確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年（平成16年度）6月30日

兵庫県高砂市議会議長 萬山忠彦

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する意見書

我が国では近年、犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められていない。しかしながら、加害者については医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費などの費用を国が負担している。

国民の誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性がある以上、加害者の人権だけが保護される不公平な扱いを是正し、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための制度を確立することは、国の責務である。

よって、政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。
- 4 被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月28日

兵庫県明石市議会

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間犯罪被害者とその家族は一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、社会的に放置されて孤立し、正当で十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれ、精神的・経済的苦痛を強いられている。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではないという平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、過度ともいえる加害者の人権保護が際立ち、不公平な取扱いが行われているといっても過言ではない。

治安が悪化し多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱き、国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めること等を正当な権利と位置付け、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、国におかれては、次の措置について早急に検討し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図られるよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること
4. 被害者救済のため、被害者基本法を制定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会



議員提出議案第19号

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

上記の議案を、次のとおり提出します。

平成16年7月7日

芦屋市議会議長 来田 守 様

提出者 芦屋市議会議員 山田みち子

〃 田原 俊彦

〃 畑中 俊彦

〃 前田 辰一

〃 山村 悦三

〃 灘井 義弘

〃 平野 貞雄

〃 都筑 省三

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
財務大臣、国家公安委員長、警察庁長官

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化の一途をたどっています。このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

「刑事裁判は、社会秩序維持を守るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、平成2年の最高裁判所判決が、わが国の司法の現状を明確にしており、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費などの費用を国が負担しています。

国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療、生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務であります。

よって、政府におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復に向け、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 2 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年6月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、広域化、低年齢化するなど、治安は急速に悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全を脅かす状況にある。

このような中、犯罪被害者とその家族等は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることなく、精神的、経済的苦痛を強いられている。

一方、加害者に対しては、医療費、食糧費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、加害者の権利保護のみで、不公平な取扱いが行われていると言っても過言ではない。

平成12年に「犯罪被害者保護関連法」が制定され、また、13年には「犯罪被害者給付金支給法」が改正されるなど、犯罪被害者の権利行使については一定の前進が図られたものの、犯罪被害者とその家族等に対する権利擁護と救済措置は、いまだ十分であるとは言い難い。

国民の誰もが犯罪被害者となり得る可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための制度を確立することは、国の責務である。

よって、国におかれては、犯罪被害者のための刑事司法を実現するとともに、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設し、また、犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月17日

兵庫県加古川市議会
議長 名 生 昭 義

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

会議規則第13条の規定により、別紙意見書を提出する。

平成16年6月17日

加古川市議会議員	山 川 博
加古川市議会議員	村 上 孝 義
加古川市議会議員	大 西 健 一
加古川市議会議員	清 田 康 之
加古川市議会議員	神 吉 耕 藏

加古川市議会議長

名 生 昭 義 様

平成16年7月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官

各宛

神戸市会議長

田中健造

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国においては、犯罪件数が増加しており、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっており、極めて憂慮すべき状況にあります。このような状況の中、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることなく、精神的・経済的苦痛を強いられました。

一方、加害者については、医療費、食料費、生活管理費、さらには、国選弁護士報酬費など、高額な費用を国家が負担しています。このように加害者の権利だけが保護されている、極めて不公正な扱いを是正し、国民のだれもが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務であります。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復に向けた制度の確立等の措置を早急に講じるよう、下記の事項について、強く要望します。

記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。
4. 被害者救済のために被害者基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。